平成25年度 第15回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成25年10月3日(木)午前10時~10時30分

2 開催場所

人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

3 出席者

【人事委員】

委員長 曽 我 紀 厚委 員 中 原 都

【事務局職員】

森谷邦彦 次長兼任用課長 稲 田 将 事務局長 給与課長 新 高 謙 一 係 長 遠藤公亮 係 長 向 井 京 子 係 長 有岡博己 係 長 河 村 淳

【傍聴者】 なし

4 議 題

議案第1号 職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告について

5 議事の公開・非公開

公開とした。

6 議事

1 議案第1号

職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

人事委員会は、地方公務員法第26条等の規定に基づき、毎年少なくとも1回、職員の給料表が適当であるかについて、県議会及び知事に対して給与に関する報告等を行っており、併せて必要な勧告も行っているところ。

本年も、給与勧告・報告等に当たり、職種別民間給与実態調査により県内民間事業所従業員の給料、 賞与等を調査し、併せて県職員の給与の実態も把握した。

以降、委員各位にあっては、これら実態調査結果のほか、職員団体とも意見交換を重ね、実際に県立

学校の現場視察も行い、かつ、任命権者の意見等の把握も行いながら、国及び他の地方公共団体の給与 勧告等の状況、県内の経済・雇用情勢その他地方公務員法に規定する諸事情・諸情勢を総合的に勘案し ていただき、本年の給与報告・勧告等の内容について、これまで検討いただいたところ。

本日、その内容が取りまとまったので、付議するものである。

議決後は、鳥取県議会議長及び鳥取県知事に対して、以下のとおり給与報告・勧告等を行う予定である。

- ① 報告・勧告日 平成25年10月3日(木)
- ② 報告及び勧告の内容 別冊 (案) のとおり

【質 疑】

委員

平成 25 年職員の給与等に関する報告・勧告の概要の3 (3) 高齢層職員の給与抑制措置についてのところについて確認したいことがある。1つ目の文章では「50歳台」としている。一方、2つ目の文章では「55歳を超える行政職給料表6相当」としている。この部分について表現の差について確認したい。較差の大きい55歳を超えるという趣旨でよいか。

事務局

そのとおり。確かに2つ目の文章で55歳を超える行政職給料表6級相当(課長級)は1.5%減額支給を行うことを述べているが、3つ目の文章の高齢層の昇格制度につながる部分もあるため、1つ目の文章は「50歳台」としている。

委員

了解した。このままの表現でよい。中身に関係はないが、もう一つ確認したいことがある。3(1) 月例給について「現行の国最新俸給表に準じて」とはどのようなやり方で行うことなのか。

事務局

基本的には、国の俸給表をそのまま持ってきて乗率を掛けるというやり方を行う。ただ、研究職給料表のように国の俸給表を本県のオリジナルで組み合わせているものがあり、国どおりにできないということ、教育職給料表について、国は教育職俸給表を廃止しているため、そのまま持ってくることができないということがある。そのため、「準じて」という表現を使用している。

委員

乗率の考え方はどうか。

事務局

国の俸給表をそのまま使うと県内給与水準よりも高いものとなってしまうため、本県独自に水準調整率を乗じて使用している。本年は較差を据え置くとしているため、現在、本県が使用している平成 18 年の給料表水準と同じになるように当該乗率を調整して掛けることとしている。具体的には、現在は平成 18 年の給料表に 5 級以下は 960 / 1,000 を掛けている。ただし、掛ける元となる俸給表について、国の最新俸給表は平成 18 年国俸給表より 0.4%水準が下がっている。そのため、水準を変えないためには、国の最新俸給表に切り替えた上で、0.4%を復元した 964 / 1,000 を掛けることになる。

委 員

了解した。

7 次回の人事委員会の開催

平成25年10月7日(月)午前10時から開催することとした。